

## 2. 子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)

—— 子どもへの虐待の概念・定義の検討 ——

児童家庭福祉研究部	高橋重宏
調査研究企画部	庄司順一
母子保健研究部	千賀悠子
児童家庭福祉研究部	須永進
リサーチ・レジデント	益満孝一
日本ルーテル神学大学	加藤純
東海大学	木村真理子
厚生省児童家庭局企画課	枋尾勲

### 要約

本研究は、3年計画で「児童の権利に関する条約」に準拠した子どもへの虐待のアセスメント基準、社会的インターベンションのあり方等について研究を行うものである。

初年度は、日本の主要な子どもへの虐待についての定義、アメリカ（マサチューセッツ州、カリフォルニア州）、カナダ（オンタリオ州）における定義と根拠法を検討し、日本における子どもへの虐待の新たな定義の提案、今後の課題について考察した。

見出し語：子どもへの虐待，身体的虐待，心理的虐待，性的虐待，ネグレクト，アセスメント

"Future Direction for Appropriate Social Intervention against Child Abuse(1) : a consideration of definition and assumptions related to child abuse"

Shigehiro Takahashi, Junichi Shoji, Yuko Chiga, Susumu Sunaga,  
Koichi Masumitsu, Jun Kato, Mariko Kimura, Isao Tochio

Abstract : This three year research project aims to consider and identify basic assessment methods and appropriate social intervention in response to child abuse as outlined in the "International Convention on Children's Rights". During the first year, the research project considered the current definitions related to child abuse in Japan, examined the legal assumptions and definitions of child abuse in the U.S. (Massachusetts and California) and Canada (Ontario), and then considered possible new definitions of child abuse to be employed in Japan.

Key Words : child abuse, physical abuse, emotional abuse, sexual abuse, neglect, assessment

はじめに

子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方を考える場合、次の様な事が課題となる。虐待について関心が高まってきているとはいえ、①まだその関心は関係者に限られていること、および②子どもへの虐待の概念・定義が明確ではなく、関係者の間でも一致していないこと、③そのため実際の対応もそのつど考えなければならない状況にあること、そして④対応するシステムや法律が整備されていないことなどである。

本研究は3年間継続の予定である。そこで今年度はず、子どもへの虐待の概念を整理し、これまでの内外の研究を参考にして、広く合意できる虐待を受けている子どもを保護 (protection) するためのアセスメント (assessment) に有用な定義を提案することを目的とした。

以下、子どもへの虐待の定義を考えるときの視点、わが国におけるこれまでの定義および諸外国での定義の検討、子どもへの虐待の新たな定義の提案、今後の課題について、考察した。

## I. 子どもへの虐待の概念・定義の検討

### 1. 虐待の定義を考えたときの視点

#### 1) 目的による定義の違い

何のために子どもへの虐待を定義するのか、その目的によって定義の仕方に相違が生ずる。ここでは、調査研究、臨床アセスメント、一般概念、アドボケイトの4つの目的に分けて、定義の相違を検討する。

第1に、調査研究では、データを分類する基準として定義が必要である。例えば、虐待発生件数を調査する場合、ある事例を虐待として数えるか数えないかを判断する基準が必要である。この判断は二者択一的であり、「虐待と言えば虐待だし、違うと言えば違う」といったあいまいな判断をしては研究にならない。また、子どもまたは親を虐待群と非虐待群に分けて比較する場合もどっちつかずのデータは使い物にならない。したがって、虐待とそれ以外の行為(たとえば「しつけ」とは非連続的なものとして明確に区別される。

第2に、臨床アセスメントでは、親と子を分離した方がよいのか、親子同居を継続しながら援助した方がよいのか、援助も必要なのかなど、子どもへの虐待の定義はその後の具体的な行動を計画する時の基準となる。病院、保健所、児童相談所、裁判所、学校、警察、心理相談など、それぞれの場によって、目にする虐待の状況も異なり、対応の役割も異なるため、何をもって子どもへの虐

待と判断するかには、かなりの相違があるのが実情だと思われる。そのために専門家間の協力がスムーズにいかない場合もあると考えられる。本研究は、子どもへの虐待に関して、専門の立場を超えて共通理解が成り立つような定義を提起することを目標の一つとしている。

第3に、専門家ではない一般の人々が持つ虐待についてのイメージを指して、一般概念と呼んでみた。これは、専門家やマスコミから発信される情報によって影響を受ける一方、専門家がどこまで介入し、どのように対応するかを判断する際に適に影響を与えるものと思われる。また、子どもへの虐待が疑われるような状況で、本人や家族や近所の人が通報するかしないかを判断する際には、法律の規定等よりも一般概念の方が重要な基準となるだろう。

第4に、虐待の被害にあった子どもの側にたって代弁したり、周囲の人を啓発したりしつつ被害者の心身の健康の回復を支援するような関わりをアドボケイトと呼んでいる。この場合に、虐待の定義は最も広くなると思われる。

#### 2) 判断基準の焦点

例えば親が子を叩く時、その叩くという行為そのものの特性だけから虐待と判断できるだろうか。それとも、叩いた結果子どもに生じた傷害(ダメージ)から判断するのだろうか。あるいは、叩く行為の背景にある親の意図をも含めて判断するべきだろうか。

行為そのものによる定義は、重篤な行為の場合に最も容易に通用する。たとえば、子どもに毒物を飲ませる、強姦するなどの行為を虐待と認めることに異論は少ないだろう。しかし、行為の深刻さが低くなるにつれて、行為そのものによる定義は難しくなる。たとえば、子どもを叩けばすべて虐待と言うべきなのだろうか。深刻さが低くなるにつれて、結果や意図も含めて判断する必要があるだろう。

結果を含めて判断すれば、たとえば「打撲傷、あざ、骨折」などが残った場合に限って身体的虐待とするといった具合に、虐待にあたる行為の範囲を限定できる。外傷という証拠の有無で判断すれば、親子分離の必要性に関して児童相談所と保護者が対立した場合でも、ある程度客観的な判断ができるという利点もある。しかし、外傷さえなければいくら継続的に叩いていても虐待にはならないような狭い定義では、子どもや家族を早期に支援するという立場からは不利だろう。

熱いやканに手を出しそうになった瞬間に子どもの手を叩いたような場合、これを子どもへの虐待と考える人

は少ないだろう。それは手を叩いたのが子どもの安全のためと考えられるからである。このように行動の背景にある意図によって子どもへの虐待か否かを区別すべき場合もある。しかし、行為者の意図は周囲の状況から推定するか、本人に説明してもらえばいい。「叩くのは愛情のゆえだ」と意図を説明されると、対応が難しくなる。どこまで意図を重視するかは慎重な検討を要する課題である。

### 3) 類似の行為との境界を明確にできるか

子殺しや親子心中、子棄て・置き去りなどを虐待・放任に含めるべきか、別の事象として捉えるべきか。体罰が行き過ぎて子が死亡したという例では身体的虐待と子殺しとの連続性が強いが、間引きと言われるような口減らしのための嬰兒殺しになると虐待に含めるべきかどうか疑問が生ずる。さらに親子心中となると異質な面が強くなり、虐待からは区別した方がよいかと思われる。全国児童相談所長会(1988)では、「棄児・置き去り」を「保護の怠慢ないし拒否」とは別項目として区別しているが、両者とも子どもへの虐待の下位項目として位置づけられている。

一方、しつけや体罰と身体的虐待の間に線を引けるのか。内藤ほか(1988)は虐待行為の定義に「通常の躰、体罰の程度を超えていること」という項目を含めており、虐待行為としつけ・体罰とを区別できるものとしている。しかし、この場合もどこまでが「通常の」しつけの範囲で、どこから通常の範囲を超えた虐待となるのか、境界を明確にはしていない。

子どもへの虐待の周辺の行為を含めるような形で虐待を定義することもできるが、あまりに幅を広げ過ぎると焦点があいまいとなって中核となるべき虐待状況への理解や対応が中途半端になる怖れもある。今回は問題提起に留め、今後の研究課題としたい。

### 4) 親・保護者と第三者

加害者が親または親に代わる保護者の場合に限定して虐待と定義するのか、それ以外の第三者が加害者の場合も虐待に含めるのか。

親子分離が必要か否かを判断するためであれば、加害者を親やその他の同居する大人に限定してよい。子どもが家族以外の第三者から虐待されたからといって、家族から分離する必要は生じないからである。

一方、子ども本人や家族が援助を必要とするかどうかという観点、および加害者への指導や援助・処罰が必要か否かという観点からは、第三者の場合も子どもへの虐

待に含めて定義することが適切だろう。

なお、ネグレクトに関しては、子どもの養育に責任のある立場の者に限って定義してよいだろう。子どもの養育に責任の無い第三者が養育を怠るとは考えられないからである。

### 5) 加害者の年齢

加害者が20歳以上の成人の場合にこれを虐待として含めることに異論は少ないだろう。検討が必要なのは、加害者が未成年者の場合である。たとえば、中学生が小学生に与えた性被害などは性的虐待に含まれるのか。含まれるとすれば、どのような条件の場合か。同じ位の年齢同士の未成年者がお互いに合意し行為の意味を十分に理解しておこなった性行動とは区別される必要がある。

一つには「加害者が14歳以上の場合に虐待とする」という具合に、加害者の年齢の下限によって定義する方法がある。もう一つには、「加害者が対象の子どもより5歳以上年長の場合」という具合に、年齢差によって定義する方法がある。あるいは両者を併用することも考えられる。「加害者が14歳以上で、しかも対象の子どもより5歳以上年長」というような定義の仕方である。

### 6) 子どもの年齢

児童福祉法で児童を「満18歳才に満たない者」と定義していることから、子どもへの虐待の定義においても児童の年齢の上限を18歳未満としてよいだろう。特に、児童福祉法第31条により18歳を越えても児童福祉施設への措置を延長されている者が被害を受けた場合は、これを子どもへの虐待として対処する必要があるのではないのか。

一方、年齢の下限だが、誕生後の乳児を含めることには議論の余地はないだろう。問題は胎児を対象に含めるか否かである。たとえば、妊婦が妊娠を知っているながらアルコールや薬物を乱用している場合に、これを虐待の範疇に含めるのか。あるいは、妊娠中の妻に夫が暴力を振っている場合はどうか。

### 7) 1回の行為か繰り返しか

1回の行為ですぐに虐待と判断できるのか、ある程度継続した場合に限って虐待と定義するのか。これも、行為の深刻さによって判断が異なるかもしれない。繰り返せるとか強姦するなど深刻な行為であれば1回起こっただけでも虐待と考えて対応した方がいいし、傷が残らない程度に叩く行為などは経過を見てから対応した方がいいかもしれない。

## 8) 文化的要因

ある文化で適切とされる行為が、別の文化では不適切と考えられることがある。小学生に留守番をさせて親が買い物などに外出すると、北米の多くの州ではネグレクトとして児童保護機関の介入の対象となる。父親と小学生の娘が一緒に入浴しても、米国では性的虐待の疑いを持たれるだろう。

日本での研究を進める際には、2つの場面で文化的要因を考慮しておくことが特に重要になるだろう。一つは、海外での研究や実践の成果、法律などを学ぶ際に文化的な差異を考慮に入れる必要がある。もう一つは、日本国内にも増えてきている外国籍の家族に援助・対応する場合に文化的要因を考慮する必要があるだろう。

このように文化的要因を考慮すべき場面はあるが、子どもの権利条約がわが国でも発効し、子どもの権利が世界的に普遍的な権利として認められてきている現状で、子どもへの虐待についてもできるだけ普遍的な概念として定義したいというのが、本研究班の希望である。

## 9) 虐待のタイプ

虐待のタイプは、①身体的虐待 (physical abuse)、②ネグレクト (neglect)、③心理的虐待 (emotional abuse)、④性的虐待 (sexual abuse) の4つのタイプに分けるのがふつうである。一般には、虐待というと身体的虐待を考えやすいが、明らかな暴力をともなわないネグレクトや心理的虐待も、虐待の中に含まれることは強調すべきであろう。

## 10) 危険度 (重症度) をどのように規定するか

虐待の概念・定義を明確にするにあたって、虐待のタイプとともに、その虐待が子どもにどの程度の危険性を有するものであるかを判断することが、とくに臨床的には重要である。以下のわが国における虐待の定義は、主に調査のための定義であったために、危険度 (あるいは重症度) についてはふれていないものがほとんどである。だが、大阪の「子どもの虐待ホットライン」は重症度の判断基準を示しており、参考になる。

## II. 日本における子どもへの虐待についての主な定義

これまで、わが国でも子どもへの虐待についていくつかの調査が行われ、虐待の定義がなされている。それらのほとんどは、前述の「調査のための定義」である。多くの論文や著書においても、これらの定義が引用される

ことが多い。ここでは、主な定義を概観する。

### 1) 児童虐待調査研究会 (1985年)

全国の児童相談所を対象に行った最初の本格的な調査である。ここでの定義は、国際児童虐待常任委員会 (ISCCA) の「児童の不当な扱い」 (child maltreatment) の定義の中の「家族内における不当な扱い」に準拠している。ISCCAでは、この他に「施設における不当な扱い」なども含んでいたが、わが国の定義は、児童虐待調査研究会の定義により、家庭内の虐待について検討されることが主流となった。

親、または、親に代わる保護者により、非偶発的に (単なる事故ではない) 故意を含む、児童に加えられた、次の行為をいう。

- (1) 身体的暴行…外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行 (外傷としては、打撲傷、あざ (内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事をあたえない、冬、戸外にしめだす、一室に拘禁するなど)
- (2) 保護の怠慢ないし拒否…遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損う放置 (栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させないなど)
- (3) 性的暴行…親による近親相姦、または、親に代わる保護者による性的暴行。
- (4) 心理的虐待…以上の(1)、(2)、(3)を含まない、その他の極端な心理的外傷をあたえたと思われる行為 (心理的外傷とは、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現われているものに限る)

この定義の特徴は、かなりはっきりした症状がみられる場合に限定されていることといえよう。

### 2) 全国児童相談所所長会 (1989年)

1988年に全国の児童相談所で行われた「子どもの人権侵害例」の調査の定義である。基本的には児童虐待調査研究会の定義にもとづいている。

- (1) 身体的暴行…外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行。 (外傷としては、打撲傷、あざ (内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に

危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事をあたえない、冬、戸外にしめだす、一室に拘禁するなど

(2) 棄児・置き去り

(3) 保護の怠慢ないし拒否…衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（健康状態を損なう放置とは、栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生など）。

(4) 性的暴行…親による近親相姦、または、親に代わる保護者による性的暴行。

(5) 心理的虐待…極端な心理的外傷をあたえたと思われる行為（心理的外傷とは、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る）。

(6) 登校禁止（家への閉じこめ）

この定義の特徴は、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）から、棄児・置き去りを独立させていること、および登校禁止を取り上げていることにある。いずれも、児童相談所で扱うことが比較的多いケースであり、独立させたのであろう。

なお、これらに加えて、(7)以下についても検討を行っている。

(7) 友人によるいじめ

(8) 教師による体罰・いじめ

(9) 施設における体罰・いじめ

(10) 学校による登校禁止（法上の停止は除く）

(11) 警察からの通告事件で本人は非行を否定し、冤罪、またはその疑いありと考えられるもの

(12) 施設入所指導に対する親の強い拒否

(13) 親による施設入所の強要

(14) 学校による施設入所の強い要求

(15) 親による施設入所児（里親委託児）の引取り強要

(16) 引取り指導に対する親による強い引取り拒否

(17) 障害児の療育指導に対する親による強い拒否

(18) 信仰上からの医療拒否

(19) 親による非行の強要

(20) 友人による非行の強要

(21) その他

3) 全国養護施設協議会（全国社会福祉協議会養護施設協議会、1980）

全国養護施設協議会では、入所児童の人権侵害について調査を実施している。

A. 父又は母の直接的暴力、暴行等により家庭崩壊したケース

B. 父又は母の暴力、暴行等に起因して離別、家出等により家庭崩壊したケース

C. 父又は母の放任、過干渉等過度な状況により虐待されたケース

D. 父又は母の精神障害、薬害等によって虐待されたケース

E. 父又は母の性行為的暴行によって児童が被害者となったケース

F. 養父母、継父母等による性行為的暴行によって児童が被害者となったケース

G. 同居、同棲者等の第三者による性行為的暴行によって児童が被害者となったケース

H. その他、児童の人権が侵害されていると思われるケース

4) 厚生省心身障害研究班（内藤・多田・小林、1986）

厚生省心身障害研究班では、病院の小児科を対象として、被虐待児童候群と愛情剥奪症候群についての調査を行った。

被虐待児童候群…親または親に代わる養育者により加えられた虐待行為の結果、小児に損傷が生じた状態で、以下の要件を満たすもの。

虐待行為：

a. 非偶発的であること（事故でないこと）

b. 長期にわたり反復的、継続的であること

c. 身体的暴行ないし性的虐待を含むこと

d. 通常のしつけ、体罰の程度を越えていること

損傷：治療を要する状態

親子関係：治療的対応を要する状態であること

愛情剥奪症候群…親または親に代わる養育者が、小児の健康と発育発達に必要な保護、最低限の衣食住の世話、情緒的、医療的ケア等を長期、慢性的に放棄した結果、小児に治療を要する症状が生じた状態。

親子関係が治療的対応を要する状態であることを要件とする。

なお、心中、遺棄は、これらに含まれないものとする。

5) 大阪府児童虐待研究会（1993年）

大阪府児童虐待研究会は、それ以前には、児童相談所・施設・病院がそれぞれ個別に調査を行ってきたのに対

して、児童相談所、保健所、医療機関など関係諸機関を含んだ調査を行った。その定義は、基本的には、児童虐待調査研究会の定義にもとづくものといえよう。

- (1) 身体的虐待 (Battered child syndrome) …親または親に代わる養育者により加えられた虐待行為の結果、子どもに損傷が生じた状態で、以下の要件を満たすもの。

虐待行為：①非偶発的であること(事故でないこと)  
②反復的・継続的であること  
③身体的暴行を受け、通常のしつけ・体罰の程度を越えていること

- (2) 養育の放棄・拒否 (Neglect) …親または親に代わる養育者による、子どもの健康と発育・発達に必要な保護、最低限の衣食住の世話、情緒的、医療的ケア等が不足、または欠落したために、栄養不良、低身長、発達障害(運動、精神、情緒)等の症状が子どもに生じた状態で、以下のいずれかによるもの。

- ①養育の放棄・拒否  
②養育の無知(養育者に育児知識または育児能力がない)

(注：遺棄は今回の調査には含まない)

- (3) 心理的虐待…身体的虐待やネグレクトには当てはまらず、親または親に代わる養育者によって、始終非難・拒否・無視・脅迫され、また他の子どもと差別されたことの結果として、日常生活に支障をきたすような人格的な歪み・行動情緒の問題・発達遅滞を生じた状態。

- (4) 性的虐待…親または親に代わる養育者により、子どもが性的暴行・性的いたづらをうけたもの。

### Ⅲ. アメリカにおける子どもへの虐待の定義

#### 1. マサチューセッツ州における子どもへの虐待とその定義

##### 1) 現況と基本理念

アメリカ東部に位置するマサチューセッツ州では年々増加する子どもへの虐待に対し、連邦政府の児童虐待防止トリートメント法 (CAPTA: Child Abuse Prevention and Treatment Act, 1974) を受けて、1983年に通告義務法を制定し、実質的な対応にあたっている。

その基本的理念については次のようになっている。

「州とDSS: Department of Social Servicesは、すべての家庭が子どもを養育し、保護することができるように支援し援助する。そのため、DSSは家族をひとつの単位として維持できるように、あらゆる手段を用いて家庭を援助するための努力を行う。しかし、家庭が子どもに対して十分な養育と保護を与えることができない、あるいは与えない場合、DSSは子どもの権利すなわち子どもの健康と正常な身体的、情緒的発達の権利を守るために(家庭や家族への)介入を行う」

また、虐待されている子どもや家族に対する援助及びサービスの提供にあたっては次の基本的原則に基づいて行われている。

- (1) 子どもの安全の確認  
(2) 家庭は子どもにとって最も望ましい場であり、州当局の介入は子どもを保護する必要性が明白な場合に限定される。  
(3) 家族に代わる養育は一時的な解決であって、最終的には親と子の結びつきを図ることが基本となる。

##### 2) 子どもへの虐待の定義

先に連邦政府では、深刻化する子どもへの虐待に関して次のように定義している。

「18歳未満あるいは州の児童保護法で規定する年齢以下の子どもに対し、養育責任者がその健康または福祉が損なわれる、あるいは脅かされるような深刻な状況の下で身体的、精神的傷害、性的虐待・搾取、放任・無視などの行為を行うことをいう。」

マサチューセッツ州ではこの定義に加え、さらに事故によるものでなく、明らかに養育責任者によって子どもに加えられる行為で、場所は家庭にのみ限定されない(虐待はどこでも起こりうる)とする条件を規定している。

具体的には以下のような状況を判断の指標にしている。

- (1) 身体上：骨折、血腫、やけど、器官損傷さらにはわずかな傷など、子どもの皮膚や傷の状態  
(2) 情緒・精神上：子どもの正常な行動や表情の機能に実際上の低下が見られたり、観察によって子どもの知的あるいは心理的能力に混乱や損傷が現われていないかどうか。  
(3) 無視・放任：養育責任者が子どもを放任・無視したり、必要とされる食物、衣服、保護、医療、しつけ、情緒的安定と成長あるいは基本的な養育を与えているかどうか。

これらを基本にDSSではスクリーニングして子どもへの

虐待が行われているか否かを判断している。

## 2. カリフォルニア州における子どもへの虐待とその定義

カリフォルニア州では、発見を促進するため1963年に子どもの虐待の報告義務法 (Child Abuse Reporting Law) を全米で最初に法制化した。米国のすべての州において1967年までに子どもへの虐待の報告義務制度が整備された。報告義務制度は州によって若干の違いがあるが、子どもの福祉に責任のある一定の職業の従事者は、子どもへの虐待あるいはその疑いのある時には必ず通告する義務がある。1974年に連邦レベルで『子どもへの虐待の予防と治療に関する法律—Child Abuse Prevention Act (CAPA)』が制定され、虐待は「18歳未満の子どもに対して、その子どもの福祉に責任のある人間が、身体的傷害や精神的傷害を加えたり、性的暴行をしたり、保護を怠ったり、残酷な行為をして子どもの健康や福祉を脅かしあるいは損なうことをいう」と定義されている。カリフォルニア州もこれに準拠し子どもへの虐待に関する法律を制定している。

### 1) カリフォルニア州における「子どもへの虐待とネグレクト通告法 (California Child Abuse and Neglect Reporting Act - Penal Code, Article 2. 5. 以下 Penal CodeをP.C. と略す)

#### (1) 子どもの定義(P.C. 11165):

18歳未満の人を子どもと定義する。なお、虐待の内容によっては年齢の上限がこれよりも低い場合がある。(例—12歳未満の子どもは親等の監護下に置かなければならない。12歳未満の子どもを親等の監護なしに外出させることも家庭に置くこともできない)

#### (2) 子どもへの虐待者は誰か: (Child Abuse Prevention Handbook, California Department of Justice, 1993)

『子どもへの虐待は、すべての文化、民族、職業、社会経済的立場によって区別されることなく起こることであり、すべての子どもは潜在的に被害者である。なぜならば、彼らは我々の社会では傷つきやすく力がない立場にいるからである。多くの人は親が虐待をする人 (罪人) と思っているが、子ども達は家族の友人や近隣の人達や知人そして知らない人など、家族以外の人達から虐待の被害を受けている。虐待をする人 (abuser) は、我々の子どもたちの世話をしており信頼されている場合もある。

例えば、先生とか子どもの世話をする人々 (保育者、児童福祉に携わる人々—child care provider) や里親などである。また、虐待をする人は、男性あるいは女性であるかもしれないし、成人や青年達であるかもしれないのである。』

このように子どもへの虐待をする人 (abuser) を特定あるいは特別の人でないことを明示し、日本で主に用いられているような『親または親に代わる保護者』に限定はしていない。『18歳未満の子どもに対して福祉に責任のある人間』が虐待行為をした場合あるいは疑われる場合を問題にするのである。性的虐待の虐待者は『成人あるいは被害を受けた子どもの年齢より5歳以上長年の人が性的虐待をした』場合であり18歳未満でも虐待者になりうるのである。

#### (3) どのような行為を子どもへの虐待 (Child Abuse) とみなすか (P.C. 11165.6)

①他の人が子どもに意図的あるいは非偶発的に負傷させる身体的傷害を意味する。また、子どもに対する性的虐待や、意図的で残酷なあるいは道理にあわない折檻などのいかなる行為も意味する。あるいは、非合法的な体罰も意味する。

子どもの保護の怠慢・拒否(Neglect) も意味し、また条項で定められた家庭外の (out-of-home) ケアにおける虐待も含まれる。(以下略) (P.C. 11165.6)

②このような考えの基に、カリフォルニア州では子どもへの虐待の行為を、身体的虐待(physical abuse)、性的虐待(sexual abuse)、ネグレクト(neglect)については、深刻なネグレクト(severe neglect)と一般的なネグレクト(general neglect)に分類、さらに心理的虐待(emotional abuse)に分けられてきている。以下、the Los Angeles Interagency Council on Child Abuse and Neglect Data/Information Sharing Subcommitteeが、通報時の指針として提示している虐待の7つの定義を紹介する。

#### a. 身体的虐待 (physical abuse)

前述のように、他の人によってなされた意図的もしくは非偶発的になされた暴行や負傷を負わされた身体的な傷害を意味する。身体的虐待は、意図的で残酷的あるいは道理に合わない折檻や暴力である。それは子どもを打ったり・投げたり・咬んだり・火傷させたり・切りついたり・手足をねじ曲げたりする行為である。

- b. 性的虐待 (sexual abuse)  
 子どもと成人、あるいはその子どもの年齢よりも5歳年長の人との間に起きないかなる性的行動も性的虐待とみなす。それは、露出・猥褻なことや脅迫的に話すこと、そしていかなる形態での性交も性的虐待とみなす。
- c. 深刻なネグレクト (severe neglect)  
 子どもの福祉が危機的状況あるいは危険にさらされていたり、無視されている状態にあること。その状態とは、子どもの成長が滞ったり (不全)・身体的に傷害を受けたりすることである。そして、次のような事が起きる可能性が非常に高いことである。それは、養育者 (caretaker) が身体的傷害を引き起こすような行為をし、怠慢により身体的傷害が起きる状況にすることである。そして、栄養不良・医学的診断によると器質的ではない発育不全、または胎児期からアルコールやドラッグにさらされていることなどを含んでいる。
- d. 一般的なネグレクト (general neglect)  
 子どもの福祉に責任をもつ人々が、適切な衣食住を与えなかったり、監督をしないことである。また、医療や歯科治療を受けさせないことでもある。このカテゴリーの対象となる子どもとは、子どもが自分自身を十分にケアできるだけの年齢と成熟レベルに達していない子どもの場合である。
- e. 心理的虐待 (emotional abuse)  
 子どもが心的外傷 (trauma) を負ったり、個人的にあるいは公的に非常に恥をかくような場合も含み、子どもに対する意図的な残酷な行為、あるいは道理に合わない不適切な折檻をも意味する。
- f. 不当な扱い、搾取 (exploitation)  
 子どもの年齢・成熟・課題達成レベル等に合致しないような方法で子どもに何かをさせることをいう。ポルノグラフィや売春を子どもにさせることも含む。また、子どもを使って経済的利益を得たり、子どもを労働力市場に算入させることも含む。
- g. 養育者の不在、遺棄 (absence of caretaker/incapacity)  
 養育者 (caretaker) の不在または遺棄により子どもが身体的あるいは心理的に苦しんでいる状態をいう。遺棄された状態や、ケアされることなく子どもが一人で長期間放置されていることも含む。同様に、親が身体的または心理的に親としての能力がなく、適切な親のケアが提供されない子ども

たちのことも含んでいる。

#### IV. オンタリオ州 (カナダ) の子どもへの虐待の定義

##### 1. CASの定義

オンタリオ州では、子どもへの虐待についてはオンタリオ州「子ども家庭サービス法」(Child and Family Services Act, 1984, 1990)に基づきCAS(Children's Aid Society)が対応している。CASが作成した市民向けの啓発パンフレットには、子どもへの虐待について次のような説明がなされている。

子どもへの虐待とは

子どもへの虐待とは、子どもに身体的な傷害を加えること、性的にいたずらをする、適切なケアを与えるのを怠ること、また子どもへの愛情や受容を剥奪することを意味する(「子ども家庭サービス法」第79条)。

子どもへの虐待のタイプには①身体的虐待 (physical abuse)、②心理的虐待 (emotional abuse)、③性的虐待 (sexual abuse)、④ネグレクト (neglect) がある。

##### ①身体的虐待

身体的虐待は、子どもに対する事故で生じた以外の傷害のことである。この傷害は子どもの養育者の行動または怠慢な行動が原因でしばしば起こされる。傷害は、打撲傷、みみずばれ、切り傷、骨折、火傷あるいは内傷を指す。身体的虐待は、1つあるいは2つの別個の出来事によって起こされる場合と長い間時間をかけて起こされる場合がある。

##### ②心理的虐待

心理的虐待は、子どもの養育環境の欠落の結果として生じたすべての行為を含む。養育者が子どもに対して継続的に子どもを否定するような振る舞いをし、子ども自身をひどく傷つける時に生じる。養育者による心理的な口汚い行動とは、絶え間無く罵ることも含む。品位を落とすほどまでの悪口、拒絶、子どもを無視あるいは孤立させる。または子どもを脅迫するなどである。心理的虐待の確認や証明は最も難しい。

##### ③性的虐待

性的虐待は、子どもと子どもを性的な目的をもって利用する年上の者との間に生じる相互作用である。このことは多分人々がこの存在を認識することが最も難しい虐



待の形態であり、近年ようやくこの問題が公に論議され始めたばかりである。

犯罪基準 (Criminal Code)は、性的虐待のいくつかのタイプを次のように確認している。性的行為を干渉する、性的行為を誘発するような接触をする、若者を売春などの性的行為に利用する、親又は保護者が売春やポルノ撮影などの行為を周旋する、家主が売春などの性的行為のために家屋の利用を許可する、子どもに性器を露出する、近親相姦などが含まれる。

#### ④ネグレクト

ほとんどの養育者は自分の子どもをネグレクトするつもりの方はいない。それはたいていの場合、子どもたちへの適切なケアについて無知であったり、将来の計画をたてる能力がなかった結果として生じる。ネグレクトは、養育者が、適切な食事、寝床、安全、監督、衣服や医療のような基本的なニーズへの配慮をしなかった場合に生じる。

2. 「子ども家庭サービス法」(1984, 1990)での規定  
オンタリオ州では、「子どもが保護を要する状態」(child in need of protection)として「子ども家庭サービス法」に規定されている。

子どもの親またはその子どもに対して責任を負っている他者が以下の機能を果たし得ず、子どもが次のような状態に置かれた場合、その児童は保護を要すると規定する。

すなわち、

- 1) 子どもが身体的傷害を受ける状態、またはその危険性を有する状態
- 2) 子どもが性的被害を受ける状態、またはその危険性を有する状態、
- 3) 子どもが身体的傷害の結果必要とされるトリートメントを受けられない状態、またはその危険性を有する状態、
- 4) 子どもが心理的被害を受ける状態、またはその危険性を有する状態
- 5) 子どもの発達を妨げられるこれらの状態に対応がなされない状態、またはその危険性を有する状態、
- 6) 子どもが遺棄されたり、ケアが欠如したり、またはこれらの状況に改善の見られない状態、およびその危険性のある状態である。

以下、条文を紹介する。

オンタリオ州政府「子ども家庭サービス法」(1984, 90)  
第C章11 第III部 第37条 「児童が保護を要する状態」  
(Child in need of protection)

(1) この部において、

(2) 子どもが保護を必要とする場合とは、

- (a) その子どもに対して責任を負っている者がケアを怠ったり、提供しなかったり、子どもを適切に監督したり保護しないために、子どもが身体的傷害 (physical harm) を受けたり;
- (b) (a)に述べられているような理由により身体的傷害を受けたりまたは傷害を引き起こされたりするであろう危険のある状況下に置かれた子ども;
- (c) 子どもに対して性的ないたずら (sexually molestation) の罪状のある者または子どもに対して性的搾取 (sexually exploitation) の罪状のある場合、または性的いたずらまたは性的搾取の可能性のあることを知っていたりまたはその可能性のある人により子どもを保護することができないために、性的いたずらを受けたりまたは性的に搾取されている子ども;
- (d) (c)に述べられているように子どもが性的いたずらを受けたり、または性的に搾取を受けるであろう危険な状況にある場合;
- (e) 治療のために医療的なトリートメントを要する子どもの身体的害や苦痛を防ぎまたは軽減するため、子どもに責任を持つ親または他の人がトリートメントを提供しなかったり、または拒否したり、または入手できなかったり、または同意することができない;
- (f) 心理的被害によって苦悩している子どもで、次のような深刻な行動を示し、
  - (i) 不安 (anxiety),
  - (ii) 意気の消沈 (depression),
  - (iii) 引きこもり (withdrawal),
  - (iv) 自傷または攻撃的行動 (self-destructive or aggressive),また子どもの親または子どもに責任を負っている者が補償のためまたは被害を軽減するためのサービスやトリートメントを提供できなかったり、拒否したりまたはそれらを入手できなかったり、または同意しなかったりする場合;
- (g) 子どもが (f) 節でのべられた種類の心理的被害

害を被る危険にさらされたり、子どもの親または子どもに責任を負う者が被害を防ぐためのサービスまたはトリートメントを提供しなかったり、拒否したり、入手しなかったり、同意することができなかったりする場合；

- (h) もし補償されないとしたら 深刻に子どもの発達を障害するおそれのある精神的、心理的 または発達の状態に苦しむ恐れがあり、また子どもの親または子どもの責任を負っている者がその状況を補償するかまたは軽減するためのトリートメントを提供しなかったり、拒否したり、または入手しなかったり、行為することができない場合；
- (i) 子どもが遺棄(abandon)されたり、子どもの親が死亡したり、または子どもに対して彼または彼女の親権が入手できなかったり執行できなかったりする場合および子どものケアおよび後見に対して適切な提供を行わなかったり、または子どもが施設に入所しておりかつ親が子どものケアおよび後見を再び回復することを拒否したりまたはできなかったりまたは行う意志のない場合；
- (j) 子どもが12歳未満で他の者を殺したりまたはひどく傷つけたりまたは他の者の財産にひどい損害を与え、事柄の再発を防ぐに必要なサービスまたはトリートメントを必要とし、子どもの親または子どもに責任を負う者がこれらのサービスまたはトリートメントを提供しなかったり、拒否したり、入手できなかったり、または同意できない場合；
- (k) 子どもが12歳未満で、子どもに責任を負う者の勤めにより、またはその者が子どもを適切に監督することを怠ったりまたはその能力を欠いたために、一度以上にわたって他の者を傷つけたり、または他の者の財産の喪失をもたらしたり損害を与え；または、
- (l) 子どもの親が子どものケアを行うことができず、また親の同意により子どもが法廷へ出廷し、その子どもが12歳またはそれ以上で、子どもの同意により、この部分に対処する場合。

#### ネグレクトに関する規定

【オンタリオ州政府「子ども家庭サービス法」第9条3の要旨】

保護者は16歳以下の子どもをその状況に合った監督やケアの条件を満たさずに残してはならない（実際には、

12歳が介入のガイドラインとされている）。

【カナダ連邦政府「刑法」第200条の要旨】

非合法的に危険にさらされ、またはそのような状況下にある10歳以下の子ども、あるいは健康を損なう恐れのある10歳以下の子どもを置き去りにしたり、そのまま危険にさらすことは起訴に相当する罪であり、有罪の場合、最高2年の懲役に処される。

#### V. 子どもへの虐待の定義の提案

子どもへの虐待の定義として、本研究班は以下のような案を提案したい。

##### 1. 子どもへの虐待の定義

- ①18歳未満の子どもに対する、
- ②おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ15歳以上）による、
- ③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、
- ④明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態。

##### 2. 虐待のアセスメント

###### (1) 虐待のタイプ

###### A. 家庭内の虐待

###### A-1 身体的虐待 (BCS)

A-1-1 身体的虐待 (暴力、乳児への体罰)

A-1-2 殺害・心中

###### A-2 ネグレクト

A-2-1 不適切な養育 (いらいだち、不安・抑うつ、愛情剥奪症候群を含む)

A-2-2 遺棄・置き去り

###### A-3 心理的虐待

###### A-4 性的虐待

###### A-5 その他

###### B. 家庭外の虐待 (知人などによる、あるいは学校・施設・子どもクラブ・地域における)

###### B-1 身体的虐待 (暴力・体罰)

B-2 ネグレクト (不適切な養育、ホスピタリズムなどを生じさせる状況)

###### B-3 心理的虐待 (ことばによる暴力、無視)

B-4 性的虐待 (強姦、性的行為の強要、ポルノ)

###### B-5 その他 (不当な労働など)

(2) 重症度の判断基準 (大阪「子ども虐待ホットライン」)

- ① 子どもの生命の危険が「ありうる」、「危惧される」：
  - a. 身体的暴行によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの
  - b. ケアの不足のために死亡する可能性がある(ネグレクト)。死亡原因としては、肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。
- ② 重度虐待：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長や発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。子どもと家族の指導や、子どもを保護するために、誰かの介入(訪問指導、一時分離、入院など)が必要である。
- ③ 中度虐待：今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期にみると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。
- ④ 軽度の虐待：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係に重篤な病理がみられないもの。しかし、親への相談は必要である。
- ⑤ 虐待の危惧あり：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある。

(3) 背景要因のアセスメント

虐待の重症度を判断する場合に、以下のような背景要因をも考慮する必要があるだろう。

- ① 親の養育能力、精神状態(育児不安、精神疾患、知的障害)
- ② 家庭の状況(孤立、経済的困難、夫婦不和)
- ③ リスク因子(低出生体重児、多胎児、出生後の退院の遅れ、児の障害や慢性疾患、分離経験)

まとめ

本研究は3年計画の初年度であり、基礎的な文献の収集、日本における既存の定義や実態調査の検討、アメリカ(マサチューセッツ州、カリフォルニア州)とカナダ(オンタリオ州)における定義と根拠法等について研究協議を重ね、本研究班としての定義をまとめた。

本研究の最終目標は、「児童の権利に関する条約」に準拠した子どもへの虐待のアセスメント・シートを作成することである。それは、児童相談所、保健所、病院、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育園などの児童福祉施設において共通の子どもへの虐待の判断基準が策定されていくことが必要不可欠と考えるからである。

2年度は、専門家に対する意識調査、さらに、アセスメント・シート案の作成、3年目には、アセスメント・シートの作成、関連法規の検討を予定している。

文 献

1. 大阪児童虐待研究会：大阪の乳幼児虐待—被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告—1993.
2. 全国児童相談所所長会：子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査の報告 全国児童相談所所長会輯録 47: 47-74, 1989.
3. 全国社会福祉協議会養護施設協議会(編)：親権と子どもの人権. 全国社会福祉協議会 1989.
4. 内藤和美・多田 裕・小林 登：被虐待児症候群実態調査. 厚生省心身障害研究「母子相互作用の臨床的 応用に関する研究」昭和60年度研究報告書, 319-321, 1986.
5. 児童虐待調査研究会：児童虐待. 日本児童問題調査会, 1985.
6. 須永 進：アメリカにおける児童虐待に関する研究(1), (2). 日本総合愛育研究所紀要第29集(1992), 第30集(1993)
7. 高橋重宏：ウェルフェアからウェルビーイングへ—子どもと親のウェルビーイングの促進・カナダの取り組みに学ぶ. 川島書店, 1994.

本研究班は、前述の執筆分担者の他、次のメンバーによって構成されている。川井尚、加部一彦、網野武博、呉哉喜、中谷茂一、安梅勲江、池本美香、小笠原彩子、奥山真紀子、柏女霊峰、梶川義人、阿和嘉男、村田一昭。